

平成 29 年 4 月 13 日
滋 賀 労 働 局

彦根公共職業安定所における文書の誤交付について

滋賀労働局（局長 大山剛二）は、彦根公共職業安定所（所長 間塚恒夫、以下「彦根所」という。）における個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概要

彦根所において、A労働保険事務組合（以下「A 事務組合」という。）に交付すべき B 事業所の C さんに係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（以下「確認通知書」という。）を誤って D 事業所に交付するという事案が発生した。

当該確認通知書には、C さんの氏名（カタカナ）、性別、生年月日、被保険者番号等の個人情報が記載されていた。

2 事実経過

- （1）平成 29 年 4 月 6 日、職員 E が雇用保険の手続きのため彦根所に来所した D 事業所の担当者に対し、A 労働保険事務組合に交付すべきで B 事業所の C さんに係る確認通知書の混入に気付かず、当該確認通知書を交付した。
- （2）同日同時ごろ、職員 F が A 事務組合の担当者に B 事業所にかかる確認通知書等を交付しようとしたところ、C さんの確認通知書がないことに気付き、周辺を探したが発見できなかった。職員 E が D 事業所の担当者に確認したところ、C さんに係る確認通知書がある旨の返答がなされたため、誤交付が判明した。
- （3）同日、庶務課長が D 事業所を訪問し、経過説明と謝罪を行い、誤交付した確認通知書を回収するとともに、併せて二次流出がないことを確認した。
- （4）同日、庶務課長は、A 事務組合を訪問し、C さんの確認通知書を手交するとともに、経過説明と謝罪を行い、了承を得た。また、B 事業所及び C さんへの謝罪を申し入れたが、A 事務組合で対応するとのことで固辞された。

3 事案の発生原因

- （1）プリンターから出力した書類を一枚ずつ照合・確認せず、事業所に交付したと。
- （2）事業所に対して書類の枚数と内容の確認を依頼せず、交付したこと。

4 再発防止策

(1) 彦根所における再発防止策

- ① 平成 29 年 4 月 6 日幹部職員及び 4 月 7 日全職員に対して、所長が事案の概要を説明し、個人情報の適切な管理及び基本動作の徹底を指示した。
- ② 4 月 10 日、11 日に、所長が全職員に対し、個人情報の保護に関する研修を再度実施し、再発防止の徹底を図った。
- ③ 今後、プリンターから出力された帳票は、入力帳票と照合した上で、新たにチェック印を付し、他の書類の混入防止を図る。また、事業所へ書類を交付する際は、相手方に枚数・内容の確認を依頼し、確認を得てから交付することを徹底する。

(2) 滋賀労働局における再発防止策

- ① 平成 29 年 4 月 7 日職業安定部長から、各公共職業安定所長に対して、事案の詳細をメールし、個人情報の適正な管理について徹底するよう指示を行った。
- ② 同年 4 月 7 日総務課総務企画官から、基準部長、雇用環境・均等室長、基準部各課・室長、各労働基準監督署長に対して、メールにより事案の詳細及び個人情報の適正な管理について注意喚起を行った。
- ③ 職業安定部幹部職員が各公共職業安定所を訪問し、個人情報の取り扱いに係る緊急点検を早急に行う。
- ④ 平成 29 年 4 月 19 日開催予定の労働基準監督署長・公共職業安定所長会議において、局長から個人情報保護のための基本動作、確認作業の徹底を指示するとともに、同年 3 月 2 日及び 3 日の両日に実施した個人情報の適正管理に係る緊急点検（総務部長及び地方総務指導官による労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所の所属長等に対するヒアリング・調書に基づく監査）の結果をふまえ、改善すべき点について、総務部長から指示する。

【担当】

滋賀労働局職業安定部職業安定課

課長 大 矢 俊 典

課長補佐 杉 本 一 弥

電話 077-526-8609